

公的施設等運営評価調査
(令和 5 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度	令和 5 年度
状況調査基準年月日	令和6年4月1日

施設名	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	施設所管部課室	危機管理部			防災支援 課	
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	国際防災班長 (副主任	辻本 貴洋 宮部 大翔)	内線	5352 (5864)	

1 施設概要

設置目的	阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災施策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献する								
設置根拠	条例名称 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例 (平成14年3月27日 条例第 30 号)								
所在地等	所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2		設置年月日	平成 14 年 4 月 27 日				
	電話番号	078-262-5050		(R 6 .4現在経過年数	23 年)				
	HP・電子メール	https://www.dri.ne.jp/		直近の大規模改修年月	令和 5 年 3 月				
敷地面積	敷地面積	15792.20 m ²	所有者別 内訳	兵庫県	15,792.20 m ²	県	m ²		
					m ²	その他	m ²		
施設内容	延床面積	18,754.77 m ²							
	【各施設名とその概要】	〈西館〉展示(大震災の教訓、防災研究の現状等)、資料収集・保存(阪神・淡路大震災や防災に関する資料)、調査研究(災害対策や防災政策の立案・推進に資する研究)、研修事業(若手防災専門家等の育成)、災害対応の現地支援(被災地への専門家派遣等) 〈東館〉展示(BOSAIサイエンスフィールド、こころのシアター等)、国際防災等拠点形成(国際防災・環境関係機関等との交流、ネットワーク)、防災教育(県立大学による高等教育の実施)							
利用時間									
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日・振替休日の場合は翌平日)、年末年始の12月31日と1月1日								
利用料金	利用料金制度	導入済	料金体系	別紙のとおり					
	名称	https://www.dri.ne.jp/exhibition/info/							
整備費	13,143,710 千円								
	(内訳)	当初 整備	施設建築費	12,059,210 千円		財源内訳			
			用地費	千円		国庫	3,002,720 千円	起債	8,895,000 千円
			備品費等	千円		特定	千円	一般	161,490 千円
			その他	千円					
	大規模 改修	改修費	1,084,500 千円		財源内訳				
		備品費等	千円		国庫	千円	起債	1,084,500 千円	
		その他	千円		特定	千円	一般	千円	
	施設 拡充	施設拡充等	千円		財源内訳				
		備品費等	千円		国庫	千円	起債	千円	
その他		千円		特定	千円	一般	千円		
業務内容	(1) 阪神・淡路大震災及び防災に関する資料(以下「センター資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用に供すること。 (2) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を学習する機会を提供すること。 (3) 災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する活動に対する支援を行うこと。 (4) 防災に係る総合的かつ実戦的な能力を有する人材を育成すること。 (5) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた防災に関する実戦的な調査研究を行うこと。 (6) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた防災に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。 (7) 大学、研究機関等との相互協力を行うこと。 (8) 阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承に資する事業又は防災に関する事業を行う公共的団体の事務所として施設をその利用に供すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務								

2 運営体制

運営形態	指定管理者制度						
	指定管理者 指定内容	指定管理者名	(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構			指定の方法	特定の者を指定する施設
		所在地	県内所在地 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2			特定の者を 指定する理由	高度な専門的知識の蓄積・活用等が 必要とされる施設
		主たる事務所					
		指定管理期間	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日			履行保証保険の付保	していない
導入(予定)時期	平成18年4月1日 ~						
公募施設の場合⇒	直近の公募年度		年度	公募回数		回目	
職員数		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	総数	35 人	35 人	35 人	33 人	30 人	
	うち県外向	9 人	9 人	9 人	10 人	8 人	
	正規	10 人	10 人	10 人	7 人	10 人	
その他	16 人	16 人	16 人	16 人	12 人		
組織図	<pre> graph TD A[センター長] --- B[副センター長(総括担当)] A --- C[副センター長(運営担当)] B --- D[事業部長] C --- D D --- E[普及課] D --- F[事業課] D --- G[運営課] D --- H[研究部長] H --- I[上級研究員] H --- J[研究員] </pre>						

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
支出	874,898	789,709	746,322	668,172	685,893	
人件費	192,518	189,325	190,953	183,115	165,810	
維持管理費	229,341	213,111	159,591	222,914	222,914	
事業運営費	290,039	291,473	312,721	262,143	297,169	
その他	163,000	95,800	83,057	0	0	
収入(財源内訳)	874,898	789,709	746,322	668,172	685,893	
県費	一般財源	576,675	480,189	423,363	325,869	331,261
	使用料収入					
	他(国庫・CSR等)	251,228	251,228	251,228	251,228	251,228
	計	827,903	731,417	674,591	577,097	582,489
指定管理者等	利用料金	46,995	58,292	71,731	91,075	103,404
	自主事業					
	自主財源	0				
	計	46,995	58,292	71,731	91,075	103,404

※ 令和6年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[R2年度:8,461千円、3年度:8,408千円、4年度:8,331千円、5年度:8,412千円、6年度:8,890千円]

4 利用状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	468,282人	64,517人	137,618人	364,783人	401,265人
対元年度比	100.0	13.8	29.4	77.9	85.7

5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
みやぎ東日本大震災津波伝承館	宮城県	同左	令和3年	東日本大震災の記憶と教訓を伝える展示
雲仙岳災害記念館	長崎県	同左	平成14年	全国初の火山体験学習施設
奥尻島津波館	北海道	奥尻町	平成12年	災害の様子と復興を展示
			年	

6 運営評価指標

	指標名	目標 [考え方]	令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成/未達成
設置目的に関する指標	総利用者数	500,000人 [H22(展示リニューアル)以後の入館者数平均値(概算)]	137,618人 (5.7千円)	364,783人 (2.0千円)	401,265人 (1.7千円)	未達成
サービス向上に関する指標	全体利用率	90.0% [H22(展示リニューアル)以後の利用率平均値(概算)]	92.7%	96.7%	94.9%	達成
効率的な運営に関する指標	光熱水費	704,721 [H22(展示リニューアル)以前の施設維持費]	601,256	602,193	513,416	未達成
その他						

※ ()書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

7 運営評価

必要性	<p>阪神・淡路大震災の被災県として、その経験を語り継ぎ、教訓を未来に活かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災施策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献するため必要である。</p> <p>震災から29年以上を経て被災体験の風化が懸念される中、展示を通じて防災の重要性や共に生きることの大切さを広く来館者に訴える上で、重要な役割を果たすために必要な施設である。</p>
有効性	<p>令和5年度は、コロナ禍前の毎年50万人には届いていないが、40万人を超えるまでに回復し、高い集客力を有している。特に、元旦の能登半島地震発生により防災・減災に対する関心が高まったこともあって、1月以降の来館者の伸びが顕著となった。来館者アンケートでは9割以上が「満足した」と答えており、震災体験の継承や防災意識の向上に寄与している。</p>
効率性	<p>人員配置の見直しなど、施設運営費についての縮減に取り組み、効率的に運営している。</p>
民間・市町との役割分担	<p>阪神・淡路大震災で被災し災害救助法の対象となった自治体は、神戸・阪神地域を中心とする10市10町(当時)に及んでいる。震災体験とそこからの復興にかかる記録や伝承は、県が先導して取り組むべき課題である。</p>
受益と負担の適正化	<p>入館料については、市場調査や県内類似施設(野島断層保存館など)を参考に価格設定をしている。平成22年1月には、東館(旧ひと未来館)に新フロアをオープンしたことに伴い、一体的な展示・運営を実施することとし、入館料の適正化を図った。※大人(個人):各館500円、両館800円 → 両館600円へ改定。令和3年度の東館3階リニューアルオープンに伴い、東館単独料金を設定(大人300円)。</p>

8 指定管理者制度導入の効果 (※ 直営施設については、導入しない理由)

導入効果等	<p>制度の導入により、収支に考慮して展示を運営し、また、来館者満足度でも高い評価を得ており、利用者の意見を反映した管理運営に大きな成果を上げている。</p>
-------	---

9 施設の見直し方針

見直し方針	<p>引き続き指定管理者による効率的な運営を図る。</p>
見直しの理由・考え方	<p>指定管理者制度導入により、施設運営費の縮減に取り組むなど効率的・効果的な管理運営が行われていることから、今後とも同制度による管理運営を行う。</p>

10 外部評価について

<p>事業評価委員会を開催し、人と防災未来センターの機能(展示、資料収集・保存、実践的な防災研究と若手専門家の育成/災害対応の現地支援・現地調査、災害対策専門職員の育成、交流ネットワーク)ごとに外部評価を実施した。</p> <p>委員:7名[委員長 林 春男(京都大学名誉教授)]</p> <p>評価実施時期:令和5年10月~11月</p> <p>委員会の開催:令和5年12月12日(火)</p> <p>評価結果の公表:令和6年3月 人と防災未来センターホームページに掲載</p> <p>https://www.dri.ne.jp/summary/plan/</p>

※ 評価の内容を記載 行っていない場合はその理由を記載

入館料

西館・東館

大人	600円 (450円)
大学生	450円 (350円)
高校生	無料
中学生・小学生	無料

東館のみ

大人	300円 (200円)
大学生	200円 (150円)
高校生	無料
中学生・小学生	無料

障がい者

西館・東館

大人	150円 (100円)
大学生	100円 (50円)

東館のみ

大人	50円 (50円)
大学生	50円 (30円)

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者1名につき介護者1名は無料。

※障害者手帳アプリ“ミライロID”の提示でも可 (ミライロID <https://miraio-id.jp>)

70歳以上の高齢者

西館・東館

300円 (200円)

東館のみ

150円 (100円)

※ () 内は20名以上の団体料金。

※毎月17日は、入館無料 (17日が休館日の場合は、翌18日となります)

公的施設等運営評価調査
(令和 5 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度	令和 5 年度
状況調査基準年月日	令和6年4月1日

施設名	広域防災センター	施設所管部課室	危機管理部		消防保安 課	
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	総務部長兼管理課長 (課長補佐	栗原 利典 中尾 嘉孝	内線	0794-87-2920 (-)

1 施設概要

設置目的	防災に関する体系的かつ実践的な研修、防災意識の普及啓発、消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点としての機能を果たす。						
設置根拠	条例名称 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例 (平成16年3月26日 条例第 19 号)						
所在地等	所在地	三木市志染町御坂1-19		設置年月日	平成 16 年 4 月 1 日		
	電話番号	0794-87-2920		(R 6 .4現在経過年数	21 年)		
	HP・電子メール			直近の大規模改修年月	平成 26 年 2 月		
敷地面積	敷地面積	450925.89 m ²	所有者別 内訳	兵庫県	450,925.89 m ²	県	
					m ²	その他	m ²
施設内容	延床面積 m ²						
	【各施設名とその概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・学習・管理棟(事務室、研修室、講堂) ・教育棟(大教室、救急実技室、理化学実験室) ・宿泊棟 ・研修宿泊棟 ・主訓練棟(大規模火災調査室、模擬火災訓練装置、耐熱・耐煙室) ・補助訓練塔 ・屋内訓練場 ・プール ・北グラウンド ・南グラウンド ・ヘリポート 						
利用時間	消防学校	8:45~17:45		防災研修	10:00~16:00		
休館日	消防学校	土、日、祝日、12月29日~翌年1月3日		防災研修	火曜日 12月29日~翌年1月3日		
利用料金	利用料金制度		料金体系				
	名称						
整備費	19,045,383 千円						
	(内訳)	当初 整備	施設建築費	4,622,073 千円		財源内訳	
			用地費	12,382,666 千円			
			備品費等	1,339,817 千円			
			その他	千円			
	大規模 改修		改修費	千円		財源内訳	
			備品費等	千円			
			その他	千円			
			施設拡充等	681,874 千円			
	施設 拡充		備品費等	18,953 千円		財源内訳	
その他			千円				
国庫			千円	起債	千円		
			特定	千円	一般	千円	
業務内容	(1) 防災に関する体系的かつ実践的な研修を行うこと。(2) 消防職員及び消防団員の教育訓練を行うこと。(3) 自主防災組織その他の団体が行う防災に関する活動を支援するために施設をその利用に供すること。(4) 防災に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。(5) 救助に必要な物資及び資機材の備蓄を行うこと。(6) 災害時において、救助に必要な物資及び資機材の集積及び配送を行うこと。(7) 災害時において、救助に携わる国又は地方公共団体の職員の集結及び宿泊のために施設をその利用に供すること。(8) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務。						

2 運営体制

運営形態	指定管理者制度						
	指定管理者 指定内容	指定管理者名		指定の方法			
		所在地	県内所在地	特定の者を 指定する理由			
			主たる事務所				
		指定管理期間	～		履行保証保険の付保		
		導入(予定)時期	～				
公募施設の場合⇒	直近の公募年度	年度	公募回数	回目			
職員数	令和 2 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	総数	33 人	33 人	35 人	33 人	31 人	
	うち県外向	人	人	人	人	人	
	正規	11 人	11 人	11 人	8 人	6 人	
	その他	22 人	22 人	24 人	25 人	25 人	
組織図							

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
支出	310,815	317,889	351,818	333,878	317,911	
人件費	201,627	201,239	206,410	195,094	189,756	
維持管理費	61,743	56,287	98,375	97,449	87,290	
事業運営費	47,445	60,363	47,033	41,335	40,865	
その他						
収入(財源内訳)	310,815	317,889	351,818	333,878	317,911	
県費	一般財源	307,650	314,123	336,621	313,634	297,714
	使用料収入	3,165	3,766	15,197	20,244	20,197
	他(国庫・CSR等)					
	計	310,815	317,889	351,818	333,878	317,911
指定管理者等	利用料金					
	自主事業					
	自主財源					
	計	0	0	0	0	0

※ 令和6年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[R2年度:8,461千円、3年度:8,408千円、4年度:8,331千円、5年度:8,412千円、6年度:8,890千円]

4 利用状況

区 分	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	76,213 人	42,506 人	42,237 人	64,814 人	60,809 人
対 元 年度比	100.0	55.8	55.4	85.0	79.8

【主な施設の利用状況】

区 分	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	37,348 人	7,114 人	11,985 人	24,587 人	24,212 人
稼働率	84 %	63 %	57 %	58 %	84 %
地元※利用率	92 %	95 %	95 %	81 %	81 %

(1) 宿泊施設

区 分	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間営業日数 a	365 日	365 日	365 日	365 日	366 日
宿泊定員 b	144 人	144 人	144 人	144 人	144 人
客室数 c	24 室	24 室	24 室	24 室	24 室
年間宿泊人数 d	38,493 人	27,049 人	30,195 人	36,727 人	32,206 人
年間延利用客室数 e	人	人	人	人	人
利用率 d/(a×b)	73 %	51 %	57 %	70 %	61 %
1日あたり宿泊人数 d/a	105 人	74 人	83 人	101 人	88 人
客室稼働率 e/(a×c)	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

(2) 宿泊施設[研修宿泊施設]

区 分	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間営業日数 a	日	日	日	231 日	366 日
宿泊定員 b	人	人	人	55 人	55 人
客室数 c	室	室	室	55 室	55 室
年間宿泊人数 d	人	人	人	3,500 人	4,391 人
年間延利用客室数 e	人	人	人	人	人
利用率 d/(a×b)	%	%	%	28 %	22 %
1日あたり宿泊人数 d/a	人	人	人	15 人	12 人
客室稼働率 e/(a×c)	%	%	%	0 %	0 %

※地元とは「兵庫県内からの来場者」を指す。

5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
			年	
			年	
			年	
			年	

6 運営評価指標

	指 標 名	目 標 [考 え 方]	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	達成/未達成
設置目的に関する指標	消防職員・消防団員の教育訓練人数(消防団員の1日入校、現地訓練を除く)	1100人/日 H25年度実績以上	771 (7.5 千円)	973 (5.4 千円)	852 (5.5 千円)	未達成
サービス向上に関する指標	防災研修・体験学習利用者数	30,000人/年 1日当たり100人	11,985 人	24,587 人	24,212 人	未達成
効率的な運営に関する指標	利用者一人あたり運営経費(研修宿泊棟完成のR4年度を基準とする。)	5,151円/人 対R4年度を下回る	7,526 円	5,151 円	5,228 円	未達成
その他						

※ () 書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

7 運営評価

必要性	センターの一部である消防学校は、消防組織法により都道府県に設置義務がある。併せて、自主防災組織等地域の防災リーダー(防災リーダー講座修了者3,673人(令和5年度末修了者累計数))の育成を通じて地域防災力を強化するとともに、一般県民に対する防災研修・体験学習等を実施し、県民の防災意識向上を図る必要がある。
有効性	令和5年度は、消防職員701人、消防団員434人が消防学校を修了している。また、防災研修・体験学習利用者は、コロナウイルス感染の影響により24,212人と目標(1日当たり100人)を下回っているが、コロナ禍が落ち着き、利用者も順調に増加しており、令和元年度以前のように目標を上回ることが予想され、今後も利用の促進を図ることにより施設として有効性がある。
効率性	令和5年度において光熱水費の実績は燃料費高騰の継続もあったが、引き続き経費削減に努め効率的な運営を図っていきたい。
民間・市町との役割分担	県立広域防災センターは、平常時から救助物資等を備蓄し、災害時には救援物資集積、応急活動要員の集結基地となる三木総合防災公園とともに全県の広域防災拠点として位置づけられている。そして災害発生時には、県立広域防災センターが全県広域防災拠点の本部となる。一方、各市町においても、地域防災拠点が整備されており、災害時には、これら県と市町の防災拠点が連携することによって、迅速かつ効果的な災害対策が可能になる。消防学校は、市町の消防が十分行われるように、都道府県に設置が義務づけられている。なお、神戸市は、政令市のため独自で消防学校を設置している。
受益と負担の適正化	消防、警察、災害派遣医療チーム等の公的な防災関係機関が訓練のために利用する施設であり、費用負担を求めている。また、一般県民の防災研修・体験学習での利用についても、多くの県民が利用し、防災意識の向上を図る必要があるため、費用負担を求めている。

8 指定管理者制度導入の効果 (※ 直営施設については、導入しない理由)

導入効果等	消防組織法により県に設置義務が課せられている消防学校として、市町消防本部の協力を得ながら専門的な教育訓練を実施するとともに、災害時に全県域の広域防災拠点として機能するなど、県が本来果たすべき責務を実現する施設である。
-------	--

9 施設の見直し方針

見直し方針	消防組織法で消防学校の設置が義務づけられており、引き続き県直営で運営を行い、運営体制や業務内容の見直しにより、運営の合理化・効率化を図っていく。
見直しの理由・考え方	設置根拠・業務内容から指定管理者に委ねることは困難であり、県直営で効率的で質の高い管理運営を行う。

10 外部評価について

令和5年度に他の複数の県立施設と併せて包括外部監査が実施され、総合意見として「研修宿泊施設(R4年8月)に関し、三木総合防災公園の指定管理者の2期目(令和11年4月～)に指定管理の業務範囲に含めることを積極的に検討すること」とされたことから、次期指定管理者選定にあたって検討を進めることとしている。

※ 評価の内容を記載 行っていない場合はその理由を記載